

両用品目輸出管理条例

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2025 年 1 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

調査部

【免責条項】

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

2024 年 9 月 18 日、「両用品目輸出管理条例」（以下「条例」といいます）が可決され、10 月 19 日に正式に公布されました。「条例」は 2024 年 12 月 1 日より施行されます。

両用品目の輸出管理分野において、中国はこれまでに「核両用品目および関連技術輸出管理条例」「ミサイルおよび関連品目・技術輸出管理条例」「生物両用品目および関連設備・技術輸出管理条例」「関連化学品および関連設備・技術輸出管理弁法」などの法令を制定してきました。「条例」の公布後、「条例」第 50 条に基づき、上記の 4 つの法令は「条例」の施行日をもって廃止されます。これにより、中国における両用品目の輸出管理に関する法体系は、「輸出管理法」およびその下位法令である「条例」「監控化学品管理条例」「軍用品輸出管理条例」「核輸出管理条例」から構成されることになります。

本稿では、「条例」について特に注目すべき重要条文を取り上げて解説します。

1. 適用対象となる品目

「条例」における両用品目の定義は、基本的には「輸出管理法」の定義と一致しており、「両用」を「民事用途だけでなく、軍事用途または軍事上の潜在能力の向上にも役立つ、特に大量破壊兵器とその運搬手段の設計・開発・生産または使用に用いることのできる」と定め、「品目」を「関連する技術資料などのデータを含む貨物・技術とサービス」と定めています（第 2 条第 2 項）。

「条例」が適用される品目は、具体的には、両用品目輸出管理リストに記載されるもの（第 11 条）、國務院商務主管部門が臨時の管理規制措置を公告したもの（第 12 条）、國務院商務主管部門が関係部門と共同で輸出の禁止を定めた特定の両用品目（第 13 条）の 3 種類になります。

2. 適用対象となる行為

「条例」第 2 条第 3 項においては、「輸出管制」を「中国の国境内から国外に両用品目を移転する行為、中国の公民・法人および非法人組織が外国の組織や個人に両用品目を提供する行為」と定義した上で、「両用品目の貿易性輸出および対外贈与、展示、協力、援助とその他の方式で行う移転を含む」と具体例を挙げています。

「条例」における上述の「輸出管制」の定義に関し注意すべき点としては、「中国の公民・法人と非法人組織が外国の組織や個人に両用品目を提供する行為」については、中国の公民・法人と非法人組織が中国国内から提供するのか、それとも国外から提供するのか、提供先の外国の組織や個人が中国国内にあるのか、それとも中国国外にあるのかを問わず、すべて「条例」の適用対象になることがあります。この規定は、米国の「輸出管理条例」（Export Administration Regulations、以下「EAR」といいます）における「みなし輸出」（Deemed Export）の概念と類似しています。

また、「条例」第 48 条第 1 項において、両用品目の通過、転送、通運、再輸出または税関特殊監督管理区域や保税監督管理場所から国外への輸出行為にも「条例」が適用されると定めています。ここの「通過」「転送」「通運」という 3 つの概念はいずれも「海関法（税関法）」において定義されているものですが、「再輸出」の概念については現在のところ明確な規定が見受けられません。「再輸出」が具体的に何を指すかに関しては、EU Regulation

2021/821（デュアルユース品規制）における「再輸出」の概念（つまり「品目が EU 域内に輸入された後に EU 域外に再輸出される」）に近いという見解があります。「通過」「転送」「通運」の定義および下記で紹介する域外管轄権との関係から、「再輸出」は「品目が国外から中国国内に輸入された品目が、再度、中国国外に輸出されること」を指す可能性が高いと考えられるものの、明確な規定や解釈が発表されていないため、実務運用にあたっては、当局に正確な意味を確認する必要があると考えられます。

さらに、「条例」第 49 条では、新たに域外管轄権の規定が設けられました。具体的には、国外の組織および個人が、国外で特定の仕向国および地域、特定の組織および個人に対して、①中国原産の特定の両用品目を含有、統合または混合して国外で製造された両用品目、②中国原産の特定の技術などの両用品目を使用して国外で製造された両用品目、③中国原産の特定の両用品目を移転・提供する行為について、当局は、関連する事業者に対し「条例」の関連規定を参照して実行するよう要求することができると定めています。当該規定は、EAR における「再輸出」と類似する部分が存在するものの、相違もあり、例えば、中国国外のある国で中国原産の特定の両用品目を特定の組織に提供する行為に対する規制については、EAR に類似の規定は見当たりません。

3. 輸出管理政策および輸出管理措置

3.1 輸出管理政策

「条例」第 4 条の規定によると、両用品目の管理は国務院商務主管部門（すなわち、商務部）により担当され、その他の関連部門は、職責に応じて関連業務を担当することになっています。そのため、両用品目の輸出管理に関する政策の制定および調整は、商務部の主管になっており、重大なものに関しては、国務院の批准または国務院と中央軍事委員会の批准が必要です（第 9 条）。

「条例」では、商務部が、確定された輸出管理政策に基づき、関係部門と共同で両用品目輸出管理リストを作成し調整することになっています（第 11 条、リストの詳細については調査レポート「両用品目輸出管理リストの概要」を参照）。

さらに、両用品目輸出管理リストに基づく規制以外にも、商務部は、国務院の批准または国務院と中央軍事委員会の批准を経た上で、2 年を超えない期間の臨時管理規制措置を行うことができ（第 12 条）、また、関係部門と共同で特定の両用品目の輸出の禁止または特定の両用品目の特定の国・地域への輸出および特定の組織・個人への輸出の禁止も行うことができるとしています（第 13 条）。

3.2 輸出管理措置

「条例」第 3 章では、「両用品目の輸出許可」「エンドユーザーおよび最終用途に対する管理」「管理リスト」という 3 節を設けて、詳細に両用品目に対する輸出管理措置を定めています。

3.2.1 両用品目の輸出許可

両用品目の輸出許可は、個別許可および包括許可ならびに輸出証明書の 3 種類があります（第 15 条第 1 項）。各許可の申請・取得要件などは下表のとおりです。

種類	申請・取得要件	有効期限	申請・取得方法
個別許可	単一のエンドユーザーに特定の両用品目を1回輸出する場合	1年を超えない	書面またはデータメッセージ方式（※）で商務部に申請。 ※データメッセージ方式とは、電子メールやオンライン（ウェブサイト）上で申請する方式などを指します。
包括許可	以下のすべてに該当する場合 ①輸出業者が両用品目輸管理内部コンプライアンス制度を構築し、かつ運用状況が良好で、関連する両用品目輸出記録、比較的固定的な輸出ルートおよびエンドユーザーを有するとき ②単一または複数のエンドユーザーに特定の両用品目を複数回輸出するとき	3年を超えない	書面またはデータメッセージ方式で商務部に申請。 なお、実務では、商務部業務システム統一プラットフォーム（企業サイド） (http://ecomp.mofcom.gov.cn)にてオンライン申請する方法があります。
輸出証明書	以下のいずれかに該当する場合 ①国内で点検修理、試験または検査を行った後、合理的な期間内に元の輸出地の元のエンドユーザーに再び輸送するとき ②国外で点検修理、試験または検査を行った後、合理的な期間内に再び国内に輸送するとき ③国内で開催される展示会に参加し、展示会終了後、速やかに元の状態で元の輸出地に再び輸送するとき ④国外で開催される展示会に参加し、展示会終了後、速やかに元の状態で再び国内に輸送するとき	1回のみ	情報を登録・申告する方式。 なお、当局へのヒアリングによると、2024年12月時点では、具体的な申請・取得方法については明確になっていません。

	⑤民間航空機部品の国外修理、備品・スペアパーツの輸出 ⑥商務部が規定するその他の状況		
--	---	--	--

ただし、輸出業者が次のいずれかの状況にある場合、包括許可を申請すること、または輸出証明書を取得することはできません。①両用品目の輸出管理違法行為によって刑事処罰を受けたことがあり、または両用品目の輸出に関わる直接責任を負う主管者その他の直接責任者が両用品目の輸出管理違法行為により刑事処罰を受けたことがあるとき、②過去 5 年以内に両用品目の輸出に係る違法行為によって行政処罰を受け、かつ当該違法行為の情状が深刻であるとき、③管理リストに掲載されている国外の組織や個人が中国国内に設立した独資企業、代表機構、支店であるとき、④商務部が規定するその他の状況（第 20 条第 1 項）、⑤注視リストに掲載されている輸入業者またはエンドユーザーに対し、両用品目を輸出するとき（第 26 条第 2 項）。

3.2.2 エンドユーザーおよび最終用途に対する管理

「条例」第 24 条によると、輸出業者が両用品目の輸出許可を申請する際、エンドユーザーが作成した、エンドユーザーおよび最終用途の証明書を提出しなければなりません。このほか、エンドユーザーおよび最終用途に対する管理に関して、注視リスト制度が新たに規定されました。国外の輸入業者、エンドユーザーが所定の期限内に、商務部が行ったエンドユーザーおよび最終用途に対する確認・検証に協力せず、関連する証明資料を提出しなかったことで、両用品目のエンドユーザー、最終用途を確認できなくなった場合、商務部は、関係する輸入業者、エンドユーザーを注視リストに加えることができます。注視リストに掲載された輸入業者およびエンドユーザーは、包括許可の申請や輸出証明書の取得はできず、個別許可の申請にも制限がかかります。ただし、検査に協力することで注視リストから除外される可能性もあります（第 26 条）

3.2.3 管理リスト

「条例」では、輸入業者、エンドユーザーに対する管理措置として、管理リスト制度が定められています。同制度は「輸出管理法」にも規定されているものであり、本稿では詳細に解説しませんが、今回新たに設けられた注視リストから管理リストへの変更手続きについて紹介しますと、注視リストに掲載された輸入業者およびエンドユーザーが、次のいずれかの状況にあれば、商務部はそれを注視リストから除外すると同時に、管理リストに掲載することができます。①エンドユーザーもしくは最終用途の管理要求に違反する場合、②国の安全と利益を脅かす可能性がある場合、③両用品目をテロ目的で使用している場合。また、両用品目を大量破壊兵器とその運搬手段の設計・開発・生産もしくは使用に用いて国の安全と利益を脅かした場合、あるいは当局により関連取引、協力を禁止・制限措置を受けた場合、のいずれかの状況において、国の安全と利益を脅かした場合（第 28 条）。

4. コンプライアンス制度

「条例」第 6 条では、商務部が両用品目輸出管理のコンプライアンスガイドラインを作成・公布すること、ならびに、商務部が輸出業者および輸出業者に貨物輸送、第三者電子商取引プラットフォームや金融などのサービスを提供する事業者に対し、両用品目輸出管理内部コンプライアンス制度を構築・整備し、法に基づいて経営を規範化するよう奨励・指導することを定めています。

その他、3.2.1 において上述した包括許可の申請要件の 1 つとして、「輸出業者が両用品目輸出管理内部コンプライアンス制度を構築し、かつ運用状況が良好」であることが挙げられています（第 16 条第 2 項）。

5. 法的責任

「条例」では、輸出業者の法的責任（第 39 条、第 40 条第 1 項）、代理、貨物輸送、配送、通関、第三者電子商取引プラットフォームや金融などのサービスを提供する事業者の法的責任（第 40 条第 2 項）、輸出業者・輸入業者・エンドユーザーの違法行為を教唆・幫助した者の法的責任（第 41 条）、輸入業者およびエンドユーザーの法的責任（第 42 条）、無断で外国政府からの輸出規制に関連する訪問や現地確認・調査などの要求を受け入れた、または受け入れることを約束した者の法的責任（第 43 条）、コンサルティング、鑑定意見を提供する専門家、専門機関の法的責任（第 44 条）についても定めています。

ここでは、輸出業者の法的責任のうち、輸出業者が履行しなかった場合、比較的重い罰則が科される報告義務についてまとめます。「条例」第 40 条は、「輸出業者が本条例の規定に違反し、報告義務を履行しなかった場合、警告を与え、是正するよう命じる。情状が深刻な場合、違法所得を没収し、違法売上高が 50 万元以上の場合、違法売上高の 5 倍以上 10 倍以下の過料を併科する。違法売上高がない、または違法売上高が 50 万元に満たない場合、50 万元以上 300 万元以下の過料を併科する。」と定めています。

同条における輸出業者による「報告義務」とは、「条例」第 18 条に定める「実際の輸出、到着、設置、使用などの状況」に関する報告義務、第 19 条、第 25 条、第 35 条に定める不法行為を発見した際の報告義務、第 38 条に定める外国政府からの輸出規制に関連する訪問や現地確認・調査などの要求を受けた際の報告義務と整理することができます。前述のとおり、輸出業者の報告義務違反に対しては比較的重い罰則が科されるため、日常業務において注意を払う必要があります。

なお、第 38 条に定める外国政府からの輸出規制に関連する訪問や現地確認・調査などの要求を受けた際の報告義務の対象者は、輸出業者のみでなく、「中華人民共和国の公民、法人、非法人組織」となっています。そのため、これらに該当する者は、無断で外国政府からの輸出規制に関連する訪問や現地確認・調査などの要求を受け入れ、または受け入れることを約束してはならず、当該要求を受けた際は、速やかに商務部に報告しなければなりません。

6. 日系企業の留意点

前記 5 のとおり、「条例」では、輸出業者に広い報告義務を課しているほか、法的責任を負う主体の範囲についても、輸出業者・輸入業者・エンドユーザーの違法行為を教唆・幫助した者や無断で外国政府からの輸出規制に関連する訪問や現地確認・調査などの要求を受け入れた、または受け入れることを約束した者まで拡大しています。そのため、輸出業を行う日系企業だけでなく、輸出業に何らかの形でかかわりうるすべての企業が、「条例」の規定に沿って事業を展開する必要があります。

また、「条例」では、両用品目の輸出管理の全体像について規定しているものの、細部については、いまだ明確な定義が存在せず、当局に確認しないと確定できない曖昧な内容のものもあります。例えば、2 において言及した「再輸出」の概念や輸出証明書の取得のために登録・申告すべき情報の具体的な内容がそれであり、実務運用にあたっては、法律事務所等の専門機関に問い合わせることが望ましいと思われます。

北京市環球法律事務所

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20240038>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp